

共同研究室

昭和四十年年度第九回研究会（十一月五日）

▼テーマ 「日本帝国主義の朝鮮支配」

報告者 後藤 靖氏

報告要旨

I 朝鮮支配の特徴

日露戦後の朝鮮支配、とりわけ朝鮮併合の過程は、日本帝国主義の植民地支配の原型をなす。概括的にいえば、李王朝の立脚する国家的封建土地所有を寄生地主・小作関係という半封建的土地所有に編成がえし、それを固定化することによって、天皇制権力の物的基礎を補強し、軍閥・官僚の政治的支配権を拡大・強化した。かかる支配構造は、それ自体、天皇制絶対主義Ⅱ日本帝国主義の内部構造の矛盾―工業における独占化の進行と寄生地主制の拡大にともなう国内市場の一層の狭隘化―の深まりを国内的要因としていた。

(A) 支配の過程

いま主要な事件を年表風に示すと、次のとおりである。

・明治三十八年十一月十七日 第二次日韓協約締結。十二

月 統監府官制公布、伊藤博文初代統監に任命される。

・明治三十九年十月 韓国駐劄軍司令部条例を制定し、憲兵隊を常置す。

・明治四十年七月二十四日 第三次日韓協約締結により、内政全般のヘゲモニーを獲得。十月の勅令第三二三号により、韓国駐劄憲兵は、憲兵の本来の主務たる軍事警察を兼務とし、本来兼務たるべき「治安維持に関する警察」を主務とする軍事警察支配の基本方針を確定す（「朝鮮憲兵政治」開始）。

・明治四十二年七月 廟議で朝鮮併合を決定。十月に伊藤博文ハルビンにて暗殺され、また、十二月韓国総理大臣季完用負傷す。この二大事件は韓国併合を促進させた。

・明治四十三年五月 陸相寺内正毅は現職のまま韓国統監を兼任し、京城に赴任し、直ちに政治結社の禁止・解散を指令。

・明治四十三年八月二十二日 日韓併合条約調印。勅令により断行し、国会にはからず。

・明治四十三年九月 朝鮮駐劄憲兵条例及び朝鮮總督府官制々定。十月寺内總督に任命さる。

朝鮮總督府官制の性格。

- ① 總督への政治權力の集中（政務總理權・出兵請求權・制令制定權等）。
- ② 總督武官專任制（陸海軍大將のみ。大正八年まで）。
- ③ 總督は天皇に直屬し、天皇の委任のわく内で陸海軍の統率權を与えられる。

「サーベル式の警察政治をもって一切を圧迫し了せずんばやまず。日本人に対して武断政治の秘密を知り、若くは之に反抗する者あれば、ほとんど足を朝鮮に留むる能はざらしめるのみならず、甚しきは地方旅行にさいして之を密殺し、病気の体にして曠化しざること往々あり」。

また「長州網に入れる者にあらざれば要路に立つ能はざらしめ、其進退褒貶亦一に己れの好惡に任ずの有様にして、名は朝鮮總督府と言ふも實際は陸軍省の分身たる形あり」（鶴崎鷺城著『薩の海軍、長の陸軍』）。

こうした支配過程は、必然的に、国内においても朝鮮人民からも抵抗をよびおこした。たとえば、朝鮮人民は、明治四十年七月頃から武装蜂起し、この年、反乱軍五万名は日本軍と三二〇余回に及ぶ交戦を行い、四十一年には七万名が一四

〇余回、四十二年には二万八千名が実に九五〇回に及ぶ抵抗闘争を行った。

(B) 経済的支配過程

(1) 土地制度の改革

明治四十三年九月から土地調査事業を開始し、大正元年八月土地調査令の發布によって土地改革は本格する。

この点については、後述のIIを参照のこと。そのねらいは、半封建的土地所有關係の創出であり、天皇制權力の物質的基礎の補強にあった。

(H) 鉄道・港湾・電信施設を強力におしすすめ、朝鮮人民の民族的抵抗を抑圧する物的条件を整備するとともに、満州・シベリヤの侵略基地化をねらった。

(K) 金融機關の整備

明治四十二年韓国銀行を設立し、四十四年には朝鮮銀行と改称して、日本政府の特殊金融機關化したばかりでなく、通貨制度を日本本国と同一化することによって、

日本の国内市場に強制的に編入した。

(L) 反工業化政策

会社令制定によって会社設立を許可制とし、民族資本

の台頭を抑圧しようとした。この点は、日本の台湾支配や満州の植民政策と根本的に異なる。日本は、朝鮮を農薬国として停滞せしめ、内地への食糧および原料供給地として固定化し、日本の資本制商品の販売市場化することをねらった。ちなみに、大正二年の工場数五三二、職工数二万一千、生産額二、七九〇万円であり、それらの資本総額三、三七〇万円のうち日本人の資本所有比率は七九・五%であった。これにたいして、台湾においては、大正三年に工場数三一、資本金総額一〇、二一〇万円であったし、満鉄の資本金は二億に達していた。

(C) 小括

日本の朝鮮植民地化の特徴は、政治的には軍事的・侵略的天皇制絶対主義の支配権の拡大化であり、経済的には、国内における半封建的家父長制的農業構造(地主小係関係)を移植して、天皇制国家の物質的基礎を補強するとともに、ようやく形成されはじめた独占資本の高利潤確保を体制的に保証した点にある。

II 土地所有関係の改変

日本帝国主義の朝鮮支配の特徴的過程は、旧来の土地所有

関係の強制的破壊と編制がえのなかに見出すことができる。

日本帝国主義が朝鮮を併合する直前の李王朝末期の土地所有制度は、国家的封建土地所有であった。直接生産者たる農民は土地を占有して個別経営をいとなみ、国家にたいして封建地代をおさめていた。だが、そうした国家的封建土地所有は、土地調査事業が開始される以前から徐々にくずれはじめ、土地調査事業によって決定的に再編された。

(A) 高利貸による土地収奪

高利貸による土地収奪は、第一・二表から知られるように、土地調査事業以前に、すでに進行していた。このことを証明するいくつかのデーターをあげよう。

・「従来外国人の土地を所有するは居留地附近十韓里を限りて此の以外に出づる能はざりしなり。然るに近來日本人の深く内地に入りて所有するものを見るに、何れも文記(地券)の収奪を以て事を執行し、或は土地を抵当として貸借するに装ひて文記を納め、或は一定年限の地上権を得んとして、公然、文記を授受す」(『韓国土地農業調査報告』)

・「開城に於ける日本人金貸業者の多きことは誠に一瞥に

値すべきものにして、在住民の八〇九割は、韓人に向て高利貸をなすを以て営業とせり。日本人の金貸を業とするもの多きは、独り開城府のみに止まらず、近時都邑至る所、日本人足跡の及ぶ所、内職にもあれ專業にもあれ、必ず之等類属の在らざるなし」（同上）

●「抵当の期間は百日を越えず、貸付の金額は其価格の半額とす。利息は二分より六分までの範囲にあり、利上げは三度まで承諾し、四度目は拒絶す」（『韓国不動産に関する調査記録』）。

●貸金は「主として自家食糧の為に金融を要するものにして、肥料・農具の購入の為に特に資金を要するにあらず、斯くして借金の返済をなすものは、十中五六乃至七八にして、他は抵当流れとなる」（『韓国農業論』）。

●「今日まで那人にして彼地に土地を所有せるものは、売買の取引によりて所有権を取得したるものは少なく、多くは貸金の抵当として其元利金の返済を受けざるが故に、仮に地上収獲物の収納権を保有せるものの如し。左れば、其代価とも見るべき貸付元金は、抵当物に対する六掛若くは七掛の割合にして、決して之を以て土地の売買価格

と見るべからず」（『韓国産業視察報告書』）。

このような、高利貸的収奪にたいする法的措置が、明治三十九年の「土地家屋証明規則」および「土地家屋典当規則」である。これらの法的措置は、一応、農民的土地保有権を確定すると同時に、そのことによってその保有権Ⅱ「文記」が高利貸の抵当物件として法的な有効性をもつことを明らかにしようとする意図に出たものである。いしかえるなら、この法的措置は、まさに、日本人「在住民の八〇九割」を占める「金貸業者」が「六掛若くは七掛の割合」で「抵当物」を取得することを保証したものである。しかも、注意すべきことは、これらの法的措置が日韓併合以前に、武力を背景とする韓国統監府の圧力のもとに制定されていることである。この点は、第三表の明治四十二年の韓国政府部内の日本人官吏が多数に上っており、しかも度支部（大蔵関係）や法部にきわめて多くの高級官吏が傭聘されていたことからわかる。

(B) 東洋拓殖会社の創設

明治四十一年八月二十七日の東洋拓殖会社法の公布は、朝鮮支配方式の基本型を決定づけた。そのための準備過程は、韓国政府に雇われた日本人官吏の手によって、着々と進めら

れていた。

(イ) 国有地の形成

明治三十七年大蔵省目賀田主税局長が財政顧問として赴任し、直ちに財源確保を名目として、「隠結調査」と国有財産の整理に着手した。この二つの事業は、一方では、封建貢租の徴収源をいちぢるしく増し、他方では、民有地を強制的に国有地に編入し、やがて明確化される私的所有と国家的所有との区分の前提条件をつくりだした。この点については再び後で述べる。

(ロ) 東洋拓殖会社

東洋拓殖会社がどのような意図をひめていたかは、その設立趣意書から明らかである。「両国政府茲に見る所あり。韓国に於て拓殖事業を営むことを目的とする会社を設て、日本政府は之に一定期間相当額の補給を為し、韓国政府は事業用地の一部に供する為、国有地を出資し、以て同国の資源開発殖産振興に当らしめ、我国より善良なる農民を移植し、進歩せる農法の範を示すと共に、企業者に対しては低利なる資金を供給して拓殖事業に資せしむることとなれり云々」。

ここでもくろまれてゐるのは、東洋拓殖会社による国有地の収奪であり、この収奪した土地に日本の農民を移植して、地主小作関係の模範を構築しようということであった。そして、このことによつて、日本国内における資本主義の発展と地主制との矛盾を緩和し、徐々に進行しはじめた日本農業の危機を打開しようとしたのである。ともあれ、韓国政府は、強制的に割り当てられた出資金額三〇〇万円に相当する田畑各々五、七〇〇町歩を提供した。東洋拓殖会社は、明治四十二年には一一、〇〇〇町歩、大正三年には六五、三九五町歩、大正七年には六九、八九五町歩を所有する朝鮮最大の土地所有者として現われた(『東拓十年史』三四〜四二頁および第一表参照)。

(ハ) 土地調査事業

まさにいったように、土地調査事業は明治四十三年九月から実質的には着手され、大正元年八月の土地調査令発布によつて本格化する。いま、その過程を年表風に示すと次のようになっている。

●明治三十七年八月 日本政府は李朝にたいして財政顧問

を備聘さす。

- 明治三十八年 財政顧問の手によって土地調査の準備事務完了。土地調査局開設され、土地調査技術伝習のため日本人技師派遣。大邱及び平壤に量地課出張所設置さる。

- 明治三十九年 「土地建物証明規則」(十月)および「土地建物典當執行規則」(十二月)を公布して、外国人に日本人の土地所有にたいする制約を除去するとともに私的
土地所有権を法認す。

- 明治四十二年十一月 京畿道富平郡で試験的に土地調査施行。

- 明治四十三年三月 韓国政府度支部の下に土地調査局を設置。

- 明治四十三年八月 日韓併合調印。九月 日本勅令第三一六号で「臨時土地調査局」を設置。

- 明治四十四年六月 「朝鮮森林法・同施行法規則」発布。

七月 「官有財産管理規則」発布。

十月 「駅屯土收入収納規則」発布。

- 明治四十五年三月 「朝鮮民事会」・「朝鮮不動産証明令」・「同施行規則」および「朝鮮不動産令・同施行規則」発

布。

五月 「国有森林山野保護規則」発布。

八月 「土地調査令」・「高等土地調査委員

会官制」公布。

という足取りである。

この一連の土地にかんする法規は、つぎのことをその目的としていた。すなわち、「数百年來紊亂を極めて殆んど其の經紀なく、歴代の秕治と相俟ちて其の關係益々錯綜し、永く弊政の素地を為したる」「土地制度」及び「地稅制度」を改革し、「土地所有權の確認と地稅賦課の整理」を行うことによつて「統治の基礎」を確立することである(朝鮮總督府土地調査局『朝鮮土地調査事業報告書』大正七年)。だから、ここでは二つのことが志向されていたわけである。一つは、「地稅」確保のために土地所有者に地稅義務者を確定すること、第二は「土地所有權」を確認することによつて、その土地の移動を明確にし地主的土地所有の形成を保證することである。そのために、「遠く地租改正條例施行以來の経験」が土地改革の唯一の方法として採用されたのである。

地租改正條例に範をとつたこの土地調査事業は、總督府↓

地方庁↓面長(村長)↓洞里長(大字の長)・地主総代という系列によって実施された。そのさい調査令は、「地主の調査は原則として申告主義」をとることを建て前とし、「土地の所有者は、朝鮮総督の定むる期間内に其の住所、氏名又は名称及び所在地の所在、字番号、四標(境界)、等級、地積、結数(一結は日本の約一町に当る)を臨時土地調査局長に申告すべし」(第四条)と指示した。一見合理的にみえるこの指令は、長い封建的抑圧のもとにおかれていた人民の状態にてらしてみると、けっして事態に適合してはいなかった。文盲にとつて、このような申告主義は、かえって非道なものでしかなかった。この申告主義のなかに、両班(李朝支配階級)や地方有力者層に土地収奪集積を可能にさせ、日本帝国主義の翼賛者たらしめようとする意図が露呈されていたといつてよい。

ともあれ、土地調査事業は、「地主を本位として永遠の基礎を確立し、兼て土地所有権を確認」しようとするものであったといふことができる。

Ⅲ 日本帝国主義支配下の朝鮮経済構造の変化(省略)

第1表 全羅北道の日本人大地主

農 場 名	1908	1909年 (M42)				1921 (T10)				1925 (T14)
	(M41)	田	畑	その他	計	田	畑	その他共計		
東 山 農 場	600	2,912	775	605	4,292	1,005	278	1,518	1,599.4	
細 山 川 農 場	900	912	93	3	1,008				1,430.6	
藤 本 農 場	800	612	59	243	914	6,006	503	6,509	2,847.0	
大 本 倉 農 場		2,351	7	22	2,380	587	3	590	583.1	
熊 本 橋 農 場		1,500	80	10	1,590	977	95	1,072	3,358.8	
大 宮 農 場		437	53	9	499				1,152.6	
真 崎 農 場		450	10	27	488				503.6	
島 田 農 場						535	120	655	650.0	
谷 崎 農 場						616	100	716	632.6	
柴 谷 農 場						875	161	1,036	1,231.9	
本 谷 農 場									701.3	
桐 上 農 場									296.9	
拓 井 農 場									252.0	
井 東 農 場									208.0	
森 井 農 場									191.7	
武 東 農 場					11,000			100,000	109,112.5	
塚 上 農 場		400	680	440	1,520					
大 武 農 場		500	—	400	900					
石 塚 農 場		35	240	250	525					
川 農 業 K. K		722	12	2	736					
韓 國 農 業 K. K		607	373	—	980					

第2表 各道日本人農業経営状況 (M43年12月末現在)

	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	江原	平南	平北	咸南	咸北	合計
	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
田	1,997	112	3,484	16,219	10,748	889	4,566	3,852	—	693	—	15	—	42,585
畑	1,511	62	1,759	2,109	7,538	1,466	3,281	7,974	4	755	15	214	24	26,727
山林野	1,869	129	1,255	1,288	3,732	536	4,542	417	—	74	—	16	—	13,867
その他	70	2	161	634	84	66	2,333	292	—	96	—	30	—	3,772
計	5,450	308	6,661	20,251	22,105	2,960	14,726	12,537	4	1,620	15	278	24	86,951
人数	人 182	人 84	人 370	人 284	人 381	人 427	人 353	人 46	人 7	人 61	人 14	人 40	人 5	人 2,254

明治44年12月7日朝鮮總督府官報による。

第3表 韓国政府傭聘日本人官吏 (M42年11月現在)

官等制 官序制	高等官	判任官	合計
官内府	12	15	27
内閣	5	8	13
内政部	95	278	373
度支部	102	860	962
法部	187	206	393
学部	20	86	106
商工農部	45	161	206
合計	466	1,614	2,080

戸叶・植崎共著『朝鮮最近史』p185

経済・経営学会特別研究会 (十一月十一日)

▼テーマ 「戦後経済循環の性格」

報告者 山田盛太郎氏

昭和四十年年度第十回研究会 (十一月十六日)

▼テーマ 「私の研究遍歴」

報告者 相沢 秀一氏

（報告要旨は、『立命館経済学』十四卷六号、相澤秀一「経済学の若干の基本問題」を参照）

昭和四十年年度第十一回研究会（十二月三日）

▼テーマ 「社会主義社会の性格と『商品』範疇論」

報告者 芦田 文夫氏

報告要旨 社会主義のもとでおのこされている商品生産と価値法則をどのようにとらえるかということは、古い社会の名残りと新しい社会の要素との闘争のなかで社会主義建設をどのようにすすめていくかということにかかわる重要な問題である。ソ連邦共産党二十回党大会らしいの新しい路線のもとでくりひろげられつつある近年のいわゆる「価値論争」を、これまでの社会主義建設の発展諸段階におけるとりあつかいの延長上に位置づけて検討をくわえ、もって資本主義的生産様式から共産主義的生産様式への移行の過渡段階—社会主義における「商品」範疇の法則的解明の一助にしようとするのがねらいである。

I 社会主義建設の発展諸段階における「商品」範疇のとりあつかい

(イ)二十年代。「狭義の経済学」(ブハーリン)と観念論的

「価値論」(ルービン)。拙稿「広義の経済学」否定論の系譜」《立命館経済学》十三卷一・二号、参照。

(ロ)三十年代。「広義の経済学」、商品生産と価値法則の否定。

「商品」範疇の技術主義的容認。

(ハ)四十年代。「変容された価値法則」。社会的所有の全一的

確立にさいしてもなおのこされている商品生産と価値法則を否定することは、社会主義建設の全経験と矛盾するようになった。労働に応じた分配(計算と管理)と労働の異質性からみちびきます。「計算・分配概念」。商品生産ぬきの「価値法則」、その客観的性格の否定。

(ニ)一九五二年スターリン『ソ連邦における社会主義の経済的諸問題』における飛躍的画期。

それは、第一に、商品生産の実存条件は生産手段の私的所有と社会的分業であるという古典の命題にもとづいて、社会主義のもとでのその存在を資本主義からうけついだ私的所有の母斑との連関でとらえようとしたことである。すなわち、商品生産の必然性について、それを生産手段にたいする国家的所有の形態とならんで協同組合的所有の形態が存在していることにもとめ、商品生産の範囲について、それを個人的消

費資料にかぎり生産手段は商品としての外被を保つにすぎないと言われ、ともにそのさいの根拠が二つの所有形態のあいだの売買、商品所有者の交代というところにもとめられていた。それは、国民経済を二つのセクターにわけ、協同組合的所有だけを私的所有の母斑との連関でとらえて商品生産の必然性を見、非商品生産たる国家的所有にたいしてはそれとの交換をつうじて外から刻印されるにすぎない、とするものであった。

第二に、したがって社会主義のもとでの価値法則の作用にかんしてもそれが利用されなければならない、とともに嚴格に制限されしだいに消滅させられなければならない、という両側面をもつことが正しく指摘されたことである。一般に、価値法則の作用というばあい、古典の命題にもとづけば次の三つの内容をもつものとしてこれを理解することができよう。

①私的労働が生産物を媒介にして社会的労働に還元され、商品の価値が社会的必要労働量によって規定される、という価値規定。これを基礎にしての、②交換にたいする規制、③生産にたいする規制、すなわち、社会的必要労働量と個別的労働量の差をめぐっての競争のなかで労働力と生産手段が同一

部門内・異部門間に配分される。これらに媒介されて、一方では生産力が、他方では私的所有が発展し、単純商品生産の分解と資本主義的商品生産への転化の基礎がつくりだされる。スターリン論文では、社会主義の諸条件（搾取制度が一掃されたこと、生産の規制者——労働力と生産手段の配分を基本的に規定するもの——は社会主義の基本的経済法則や計画性法則であること）によって価値法則は嚴格に制限をうけてはいるが、②交換にたいする規制にかんしては、「ある限界内で規制者」となる、③生産にたいする規制にかんしても、「影響をあたえる」とされていた。そして、これが共産主義への移行とは両立しがたいので、しだいに消滅させられなければならないとして、コルホーズの余剰農産物を商品流通の体系から生産物交換の体系へうつしかえることによって、商品流通の範囲を縮小するというみとおしがあたえられていたのである。

(b) 一九五六年らしいの「価値論争」。スターリン論文における命題が、社会主義のもとでの価値法則のとりあつかいはなほだしい過少評価をもたらしていたとして批判をうけるようになる。批判の要点は、第一に、商品生産の必然性につ

いて、国家的所有そのものななかにもその原因がもとめられなければならないということ、また、それと関連して、商品生産の範囲について、生産手段も商品であるということである。第二に、価値法則の作用についての過少評価、すなわち、それを主としてコルホーズの生産物の流通の領域（およびそれをつうじて影響される領域）にかぎり、利用・消費ということをその流通の範囲いかんの問題としていたことである。

一九五六年いろいろの「価値論争」においては、第一に、商品生産の必然性をなにもとめるかについて、社会的労働の未成熟さを強調するクロンロードらの系列と、ひきつづき所有の二形態の存在を強調するオストロビーチャノフらの系列とにわかれた。しかし後者にあっても、あらたに国家的所有そのものにおける物質的関心や等価補填の原則がならべて折衷的にあげられていた。他に、商品生産が私的所有とむすびついたものであるかぎり、社会主義のもとでの社会的所有とは本来両立しえないものであるとして、存在そのものを否認するマルイシエフ、ソーボリらがあり、六十年代に入ってから彼等にたいする集中的な批判というかたちで論争がすめられていった。第二に、価値法則の作用について、それは

コルホーズ生産物の流通の領域だけにかぎられず、あらゆる領域に「全面的に」およぶこと、また社会主義の諸条件（搾取制度の一掃、生産の規制者ではない）のもとで制限をうけているかぎり「完全に」利用されるべきこと、そのなかでもたらされる生産力の発展が消費の条件をつくりだしていくこと、などがほぼ一致してみとめられるにいたったという大勢である。

II 一九五六年いろいろの「価値論争」における問題点

ところが、そのなかには、スターリンの命題における過少評価にたいする正しい批判とならんで、誤まった傾向——それのもつ画期的な積極面を無視し、古典の命題をはなれた「新しい」商品生産や価値法則の主張にかたむいていく傾向——がふくまれていたのを指摘しないわけにはいかない。

一つは、ほとんどが共通してもちいる「特別な種類の商品生産」という概念である。社会主義のもとでの商品生産が特別な種類のものであることは間違いないが、問題はそれが意味される内容である。つまり、マルイシエフやソーボリに対する集中的な批判として社会的所有にもとづく商品の存在が論証されていくなかで、私的所有にもとづく商品とは「原則

的に異なった」「新しい内容をもつ」「社会主義に内在的に固有な」特別な種類の商品生産が主張され、資本主義からうけついで私的所有の母斑との連関がたちきられていくという傾向である。商品生産は、私的所有にも社会的所有にも結合しうる、そのかぎりでなにか中立的なものとしてあつかわれ、社会的所有にもとづく社会主義のもとでは「もつとも発展した商品生産」となるとまでいわれる。商品生産や価値法則を利用せざるをえない社会主義段階での未成熟を、資本主義構成体からの名残りとの連関においてではなく、共産主義構成体の低い段階に固有の新しいものとの連関にとらえようとされるのである。

われわれは、商品生産を私的所有、資本主義からうけついでその母斑との連関をはなれては主張しえないと考える。ただこれを、スターリン命題のように協同組合的所有にのみかぎってみるのではなくて、一九五六年いらいの「価値論争」がおしえているように国家的所有そのものにおいてもみなければならない。すなわち、生産手段がすでに社会的所有にうつかえられているとはいっても、共産主義的全人民的所有制とは異なった社会主義的全人民的所有制の段階においては

よりよい生産手段をより多くもっている国有企業はよりわるい生産手段をより少なくもっている国有企業よりも、同じ生きた労働量の投入のもとでより多くの利潤をえ、その一部分がその企業集団もしくは労働者に帰属する。物質的関心の原則、企業の相対的独立性——経済計算制の原則は、この資本主義からうけついで私的所有の母斑が自己を実現する形態なのである。そして、所有制の面におけるブルジョアの権利の名残りが基礎となつて、労働や分配の面における未成熟がうみだされていく。

二つは、価値法則が「全面的に」「完全に」利用されるべきであるという主張である。それはしばしば、社会主義のもとでの価値法則の作用のうち、③生産にたいする規制の否定ないし過少評価とむすびついている。この作用を認める論者にあつても、それが生産力を発展させるという側面にのみかわらせて理解されているはあいが多い。

われわれは、古典の命題にそくしたスターリン論文での正しい指摘、社会主義の諸条件によつて価値法則が嚴格に制限をうけてはいても、①価値規定、②交換にたいする規制、のみならず、③生産にたいする規制においてもその作用をおよ

ぼす、とする指摘が引継がれなければならないと考える。そのうであるかぎり、そのもとで、一方で生産力の発展がもたらされていくだけでなく、他方で生産関係の発展にかんして価値法則によって媒介される独自の運動がとわれなければならないであろう。すなわち、生産手段と労働力の配分が基本的には、社会主義の基本的経済法則や計画性法則と呼ばれるものによって規定される（生産の規制者）としても、なお、副次的に、価値法則によって作用をうけ、そのことによって私的所有的母斑が発展させられていくという問題である。いまこれが、「価値論争」の実践的帰結としての周知の「利潤」導入をめぐって具体的に提起されているのである。ソ連邦では当面の主要な課題が「共産主義の物質的技術的土台の建設」としておかれ、「商品範疇」「物質的関心」の完全な利用と結合された「企業の自主性の強化」を、主要なテコとして達成されるようとしている。より多くあたえるものがより多くをうけとる、すなわち、社会的必要労働量と個別労働量の差としての利潤の一部分が企業集団や労働者に帰属しその生産拡大や報償にむけられるが、もっぱらこの利潤にたいする物質的刺激をいっそう増大させることによって生産力の発展がはかられ

る。それは、当然、企業の自主的投資の増大、資材技術供給から直接契約制への移行、賃金フォンドの枠の撤廃とつながるために、労働力と生産手段の配分における国民経済の計画原理と企業の経済計算原理との相互関係（統一と対立の両側面をもった）の問題をひきおこしてくる。さらに、それは、すずんだ企業集団、労働者とおくれた企業集団、労働者との質的量的格差、資本主義からうけついで私的所有的母斑を固定化・拡大化するという問題をひきおこしてくる。もちろん、このことは、社会主義段階における価値法則の利用による生産力発展の必然性の側面を否定するものではない。基本的経済法則や計画性法則の媒介する運動がよりいっそう強化されることによって、旧社会の名残りが制限され、克服されていかなければならないという側面と正しく結合される必要があるのである。

Ⅲ 二十回党大会らしいの新しい路線とのつながり
近年の「価値論争」がこのような傾向をふくんでいたのは、いうまでもなく二十回党大会らしいの新しい建設路線とつながりをもつてのことであった。すなわち、一九五七ごろをさかいにして、国際的・国内的階級闘争が一変して新しい段

階にたちいたったという認識である。一方で国際的には——社会主義世界体制と資本主義世界体制とのあいだの矛盾が基本的となり、帝国主義はその立場にたつ政策を実施する物質的基盤を失ない、その主要な舞台が物質的生産の領域に移って平和共存のもとでの経済競争としてたたかわれる、他方で国内的には——敵対的階級が消滅し、二つの友好的階級の差異も消滅しつつある、したがってプロレタリアート独裁の必要もなくなり、生産力の発展、労働生産性と技術的進歩（共產主義の物質的技術的土台の建設）にもとづく生活水準の大巾引上げが残された主要な課題となる。階級と階級闘争の消滅という認識が、生産関係の基礎における資本主義からうついだ私的所有の母斑の否定となったのである。社会主義段階での未成熟は、資本主義構成体からの名残りではなくて、共產主義構成体の低い段階に固有な新しいものであるとされる。ソ連邦や東欧の多くの社会主義諸国のこのようなどらえかたに対しては、中国などから、社会主義段階でのこざれている階級と階級闘争の存在、旧社会の名残りの存在をみないものであり、それを肯定し、美化し、要求することになる非マルクス主義的見解であるとして批判がだされている。

以上、ソ連邦のような立場が社会主義段階での商品生産と価値法則に適用された結果が、第一には、生産手段の私的所有とぎりなされた「特別な種類の商品生産」となること、第二には、価値法則の作用のうち生産にたいする規制が無視ないし過小評価され、それが私的所有の母斑の運動を媒介するものであることが否定され、もっぱら生産力の発展の側面とだけむすびつけられて「全面的な」「完全な」利用となること、そして結局は、古典の命題をはなれた「新しい」商品生産と価値法則の発明にみちびくというつながりを指摘することができよう。

意見交換 報告終了後、次の諸点について意見交換がおこなわれた。(一)社会主義段階の過渡的性格を、ソ連邦では主として生産力の未成熟にかかわらせてとらえているのではないか、(二)国家的所有における私的所有の母斑とはいかなるものか、それと関連して生産手段の所有という概念の内容を、生産手段にたいする管理・運用などの次元にまで具体化して展開しなければならぬ、(三)社会的所有が確立しておれば、「商品」範疇を全面的に完全に利用しても、まして心配はないのではないか、(四)「国際価値論争」との関係、などである。